



28 長体協第 56 号
平成 28 年 4 月 21 日

競技団体事務局担当者 様

公益財団法人 長野県体育協会
理 事 長 林 泰 章
(公 印 略)

「糖質コルチコイドの痔治療薬の外用薬使用に関する注意喚起」
「梅丹本舗の商品にWADA禁止物質の含有が確認された件」
について（通知）

平素、本県の体育・スポーツの推進事業につきまして多大なご支援御協力を
いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして別紙「写し」のとおり一般社団法人長野県薬剤師会
より依頼がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴団体関係者への周知をお
願い申し上げます。

公益財団法人長野県体育協会
担当：小林和彦（事務局長） 春原優衣（担当）
電話：026-235-3483
FAX：026-232-6528
e-mail:naganoken@japan-sports.or.jp



28 長薬発第 70 号
平成 28 年 4 月 15 日

(公財)長野県体育協会
理事長 林 泰章 様

(一社)長野県薬剤師
会長 日野 寛



ドーピング防止に関する情報提供について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきまして、各種情報を入手いたしましたので、情報提供いたします。
つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、詳細は別添通知のとおりですので、貴協会加盟競技団体様等にご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
また、薬局やドラッグストア等で販売されている医薬品の中には、同じ販売名であっても、日本では使用可能な医薬品が海外では配合薬になる等、禁止物質を含むケースもあると聞いておりますので、海外での医薬品購入等に際しましては、ご注意ください。
なお、本件に関しましてご不明な点がございましたら、本会ドーピング防止ホットラインまでお問い合わせください。

記

1. 「糖質コルチコイドの痔疾患治療の外用薬使用に関する注意喚起について」(別添 1)
JADA ホームページでも情報提供されています。
(<http://www.playtruejapan.org/info/20160310-6/>)
2. 梅丹本舗の商品に WADA 禁止物質の含有が確認された件 (別添 2)
梅丹本舗のホームページで随時情報提供されています。
(<http://www.meitanhonpo.jp/>)

以上

(一社)長野県薬剤師会 事務局
担 当 : 医薬品情報室(ドーピング防止ホットライン)
荒井・大塚
電 話 : 0263-34-5511(代)
FAX : 0263-34-0075(代)

日薬情発第128号
平成28年3月14日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 石井 甲一

「糖質コルチコイドの痔疾患治療の外用薬使用に関する注意喚起」について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、(公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

これまで、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)禁止表国際基準「S9.糖質コルチコイド」の痔疾患治療の外用薬(軟膏、注入軟膏、及び坐剤)は禁止されない旨、解釈されてきたところですが、今般、JADAも参加する薬の検索システム「Global DRO」において、JADAと他国との間に解釈の齟齬があることが判明し、WADAに見解を問い合わせたところ、糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち、注入軟膏及び坐剤については「経直腸使用」として禁止方法に該当するとの回答を得たとのことでした。

については今後、「S9. 糖質コルチコイド」の痔疾患治療の外用薬使用に関する解釈が変更されることですので、会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会アンチ・ドーピング担当者並びに会員に、別添の内容をご周知下さるようお願い申し上げます。

また、本件については、JADA ホームページでも情報提供されていることを申し添えます。

- JADA ホームページ「糖質コルチコイドの痔疾患治療の外用薬使用に関する注意喚起」
<http://www.playtruejapan.org/info/20160310-6/>

2019.3.14

09

事務連絡
平成28年3月9日

公益社団法人日本薬剤師会
アンチ・ドーピング担当者 各位

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構
専務理事 浅川 伸
<公印省略>

「糖質コルチコイドの痔疾患治療の外用薬使用に関する注意喚起」

禁止表国際基準「S9. 糖質コルチコイド」の痔疾患治療の外用薬使用に関する解釈について世界アンチ・ドーピング機構(WADA)と協議した結果、これまでの解釈が変更されることとなりましたのでご連絡申し上げます。本件内容につきまして、競技者、指導者等への周知対応を頂きますようお願い申し上げます。

記

【1】経緯

2010年禁止表国際基準の「S9.糖質コルチコイド」には「・・・肛門周囲の疾患に対する局所使用は禁止されず、・・・」と記載されていました。それにより、糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬（軟膏、注入軟膏、および坐剤）は禁止されないと解釈してきました。2011年禁止表国際基準からは禁止される使用経路のみが記載されることとなり、前述の記載は削除されましたが、2011年禁止表の注釈において「糖質コルチコイドの禁止される使用経路に関しては、2010年禁止表のままです。」と説明されたために、糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬（軟膏、注入軟膏、および坐剤）は禁止されないと解釈は変更しませんでした。

このたび、JADAも参加している薬の検索システム「Global DRO」において、糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち注入軟膏および坐剤の解釈についてJADAと他国との間に齟齬があることが判明しました。WADAの見解を問い合わせ

たところ、糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち注入軟膏および坐剤については「経直腸使用」として禁止方法に該当するとの回答を得ましたので、お知らせいたします。

【2】 注意点

- ・ 糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち注入軟膏および坐剤については「経直腸使用」として競技会(時)において禁止されます。
- ・ 糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち注入軟膏および坐剤を競技会(時)に治療目的で使用する場合は、治療使用特例(TUE)が必要です。
- ・ TUE申請書は医師の診断や所見の記入が必要ですので、医師の診断なく市中の薬局や薬店で購入した製品(OTC薬)はTUE申請ができません。購入・使用前に必ずスポーツドクターやスポーツファーマシスト等の専門家へご確認ください。
- ・ 肛門に塗布する糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の軟膏については、従来どおり禁止されませんのでTUEは不要です。

以上

<本件に関する問合せ先>
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
教育・情報グループ 鈴木 智弓、打谷 桂子
TEL:03-5963-5708
e-mail:pe-unit@playtruejapan.org

平成 28 年 4 月 11 日

各位

株式会社梅丹本舗

【重要なお知らせ】古式梅肉エキスに WADA 禁止物質の含有が確認されました。

平素より梅丹本舗スーパーアスリート製品をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

重要なお報告がございます。

英国 LGC にて、下記製品の WADA ドーピング禁止物質の検査を実施いたしました。

古式梅肉エキス・トップコンディション (TC)・梅丹スーパーエキストラゴールド・梅丹エキストラゴールド・梅丹・サイクルチャージ(CC)・サイクルチャージカフェインプラス(CCC)・サイクルチャージカフェイン 200(CCC200)・ツウラン (2RUN)・電解質パウダー

結果、古式梅肉エキスに禁止物質である“1,4-androstadiene-3,17-dione”の含有が確認されました。

(トップコンディション(TC)は検査の結果がまだ届いておりません。)

その他の製品には禁止物質が含有されていない事が確認されておりますが、

下記製品は、古式梅肉エキス及び古式梅肉エキスを配合した商品ですので、念のため、ドーピングコントロール下にあるアスリートは使用を中止していただくようお願い申し上げます。

古式梅肉エキス
トップコンディション (TC)
梅丹スーパーエキストラゴールド
梅丹エキストラゴールド
梅丹
サイクルチャージ(CC)
サイクルチャージカフェインプラス(CCC)
サイクルチャージカフェイン 200(CCC200)

尚、ツウラン(2RUN)、電解質パウダーは、検査をクリアしておりますし、古式梅肉エキス未配合ですので、ドーピングコントロール下にあるアスリートでもご使用頂けます。

現在は、スクリーニングテストのみの結果ですので、確定検査の結果、エネルギー補給食サイクルチャージ群に使用している古式梅肉エキスは、遠心分離機により二次加工をいたしておりますので、こちらの検査の準備も進めております。

続報が入り次第改めてご報告致します。

以上

平成 28 年 4 月 14 日

各位

株式会社梅丹本舗

続報【重要なお知らせ】古式梅肉エキスに WADA 禁止物質の含有が確認されました。

英国 LGC、WADA ドーピング禁止物質の検査の結果、古式梅肉エキスに含有が確認された、1,4-androstadiene-3,17-dione (1,4-アンドロスタジエン-3,17-ジオン) は、蛋白同化ステロイドの一種で、自然界にも普通に存在しています。単離物質としては、創傷治療と筋肉損傷の治療の為に用いられることがあります。その特性から身体能力や筋肉の成長を増強するスポーツドーピングにも使用されることがあります。治療目的では一般的に 1 日 10~50mg を経口、注射、経皮等の方法で投与しますが副作用は特に確認されていないようです。

スポーツドーピングの場合は、1 日 100mg~2500mg を投与するとの事ですので副作用もあるようです。

現在、スクリーニングテストで含有が確認されただけの状態ですので、同時に検査した含有が確認されなかった製品の梅肉エキスの含有量などから類推すると、梅肉エキス 1g 当たり 0.00005mg 前後の含有量ではないかと類推します。梅肉エキスの 1 日当たりの目安 3g の場合は 0.00015mg、10 倍の 30g でも 0.0015mg の摂取量ですので梅肉エキス中の 1,4-androstadiene-3,17-dione (1,4-アンドロスタジエン-3,17-ジオン) からの副作用は存在しないと考えています。

確定検査の終了時期は未定ですが、数字が確定し次第ご報告致します。

以上

平成 28 年 4 月 14 日

各位

株式会社梅丹本舗

【続報 重要なお知らせ】トップコンディションに WADA 禁止物質の含有が確認されました。

平素より梅丹本舗スーパーアスリート製品をご愛顧頂き誠にありがとうございます。
重要なお報告がございます。

英国 LGC にて、WADA ドーピング禁止物質の検査を実施いたしました。
トップコンディション(TC)の検査結果が届きました。

WADA 禁止物質である”14-androstadiene-3,17-dione”の含有が確認されました。

ドーピングコントロールを受ける可能性のあるアスリートは使用を中止していただくようお願い申し上げます。

以上